

「Lifeclover」基本情報掲載申込書(歯科医院様向け)

「Lifeclover」情報掲載規約(裏面に記載)を承諾の上、情報掲載を申し込みます。

1.お申込者について(広告代理店様は広告主の名称もご記入ください)

申 込 日	年 月 日	掲載希望期間	年 月 より 12ヶ月
貴院名			
院長名			
お申込者	印	役職名	
所在地	〒 — —		
TEL	— —		
FAX	— —		
E-mail	@		
URL	http://		

2.免責事項

- (1)株式会社ニチイ学館は、インターネットユーザーが情報閲覧中及び情報掲載リンク先ページご利用中に生じた損害に対する責任を負いません。
- (2)株式会社ニチイ学館は、天災、悪天候等の影響による停電などが原因でネットワーク上に障害が発生し、情報掲載ページの閲覧が一時的に不可能になることに対して、責任を負いません。
- (3)株式会社ニチイ学館は、サーバの管理運営において最善の努力を行いますが、事故により情報掲載ページ及び情報の閲覧において一時的な不具合が発生する事に対して、保証は致しません。(ただし、不具合が長期間続く場合は情報掲載主との間で協議の場を設け、誠意を以って問題の解決にあたることとします)

恐れ入りますがご提出前に必ずコピーをお取りいただき、保管くださいますようお願い申し上げます。

支店記入欄

--

やさしさを、私たちの業にしたい。

 **ニチイ**
株式会社ニチイ学館

医療関連事業本部
医療経営情報センター

〒650-0047 兵庫県神戸市中央区港島南町7-1-5

ニチイ学館神戸ポートアイランドセンター

TEL:078-304-5993/FAX:078-304-5964

e-mail clips@nichigakkan.co.jp

「Lifeclover」情報掲載規約

（適用の範囲）

第1条 本規約は、株式会社ニチイ学館（以下「運営者」という）が提供する地図情報をベースとするインターネット上の情報提供サービス「Lifeclover」（以下「本サービス」という）の利用に係る、本サービスの利用者（以下「情報掲載者」という）と運営者との一切の関係を適用します。本規約は、本サービスのWebサイト（以下「本サービス画面」という）又は書面その他の手段により、情報掲載者に随時提示します。本規約は、第3条に定める手続きに従って、情報掲載者が運営者へ情報の掲載を申込んだ時から、情報の掲載を終了するまで適用します。

（規約の変更）

第2条 運営者は以下の場合に、本規約を変更することができます。

- 1) 本規約の変更が、情報掲載者の一般の利益に適合する場合
 - 2) 本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものである場合
- 2 運営者は前項による本規約の変更にあたり、変更後の本規約の効力発生日の1か月前までに、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容とその効力発生日を本サービス画面、書面その他の手段により、情報掲載者に対して通知します。

（情報掲載者への通知）

第3条 前条の場合その他、運営者が必要と判断した場合には、情報掲載者に対して随時必要な事項を本サービス画面、書面、その他の手段により通知します。

（サービス内容）

第4条 本サービスは、本サービス画面上で医療施設、介護・福祉事業所等の施設の所在地情報を検索する地図情報をベースにして、施設等の情報を運営者が予め準備した定型ホームページとして掲載するサービスです。本サービスは、原則として年間を通じて毎日24時間行います。

（申込の手続き）

第5条 情報掲載者は、本サービスの利用を希望する場合には、本サービス画面、書面など運営者所定の方法で情報の掲載申込を行うことができます。なお、情報掲載者が掲載申込を行った時から情報掲載者は本規約を承認したものとみなし、運営者が掲載申込を受領した時点で運営者と情報掲載者との間で掲載契約が成立します。

（申込内容の保証）

第6条 情報掲載者は、申込内容について、完全性、正確性、有用性、事実性等を保証するものとします。情報掲載者は、申込内容に第三者の情報が含まれている場合には、当該情報を掲載することに関して当該第三者の承諾を得ていること、並びに当該第三者及びその他の第三者の著作権、商標権、肖像権その他の権利を侵害していないことを保証するものとします。

（申込内容の確認）

- 第7条 運営者は、第5条に基づく申込の手続きを行った情報掲載者に対して、申込内容を確認するための必要書類又はメール（以下「確認書類等」という）を送付します。
- 2 情報掲載者は、前項の確認書類等を受領した後、別途指定する期限（以下「確認期限」という）までに当該確認結果を運営者に届け出るとします。なお、確認書類等に誤記等があった場合には、速やかに運営者に申し出るものとします。
 - 3 情報掲載者が確認期限内に前項の届け出をしなかった場合には、運営者は、当該情報掲載者の掲載情報を削除することができますものとします。

（申込内容の変更、削除）

第8条 情報掲載者は、運営者に依頼することにより、申込内容の全部又は一部を変更又は削除することができます。

（情報の掲載開始）

第9条 運営者は、第5条に定める申込を受領した後、申込内容について運営者所定の登録手続を行い、掲載希望情報を本サービスに掲載します。

（情報掲載者の確認）

第10条 運営者は、第5条に定める申込を受領した後、情報掲載者について、以下の各号の何れかに該当するか否かの確認を行います。当該確認の結果、情報掲載者が各号の何れかに該当することが判明した場合には、掲載情報を削除する、又は掲載情報訂正の依頼をすることができるものとします。なお、掲載情報を削除する場合において、運営者は、掲載契約を解除することができるものとします。

- (1) 情報掲載者が実在しない場合
- (2) 情報掲載者が過去に本規約違反等により情報掲載の停止又は掲載契約の解除を受けたことがある場合
- (3) 申込内容に記入漏れ、誤記又は虚偽の記載があった場合
- (4) 過去に本サービスの利用料金の支払を怠ったことがあった場合
- (5) その他運営者が情報掲載することを不適切と判断した場合

（情報掲載の停止）

第11条 運営者は、掲載情報又は申込内容が以下の各号の何れかに該当し、又は該当する恐れがあると判断した場合には、情報掲載者に事前に通知することなく、本サービスへの情報掲載を停止することができるものとします。

- (1) 公序良俗に違反する場合
- (2) 犯罪的行為に結び付く場合
- (3) わいせつ図画、文章にあたる場合
- (4) 事実誤認又は虚偽である場合
- (5) 他の情報掲載者又はその他の者の著作権を侵害する場合
- (6) 他の情報掲載者又はその他の者の財産又はプライバシーを侵害する場合
- (7) 他の情報掲載者又はその他の者に不利益を与える場合
- (8) 他の情報掲載者又はその他の者を誹謗中傷する場合
- (9) 運営者の本サービス運営を妨げ又は運営者の信頼を毀損する場合
- (10) その他、法律に違反する場合又は運営者が不適当と判断する場合

（掲載情報の二次利用）

第12条 運営者は本サービスの宣伝、普及の目的、本サービスの応用サービスの開発及び実施目的のために掲載情報の各項目の一部又は全部について、変更、修正等を加えることなく、インターネット及び他のメディア（新聞、雑誌、放送、通信、CD-ROMなどの情報記憶媒体など）においても使用できるものとし、情報掲載者はこれを承諾します。

（本サービス内容の保証）

第13条 運営者は、本サービスの品質及び機能に関して、技術上又は商業上、その完全性、正確性及び有用性等につき、明示的であれ黙示的であれ、情報掲載者に対して一切の保証を行うものではありません。

（本サービスの変更、中止）

第14条 運営者は、必要と認めた場合に限り、情報掲載者に事前に通知することなく、本サービスの一部又は全部を変更することがあります。ただし、本サービス内容の全面的な変更の場合は、第2条の手続きに従って変更するものとします。

2 運営者は、やむを得ず本サービスを中止する場合があります。この時は、3か月前までに情報掲載者に通知することにより、情報掲載者に対する全ての責任を免れるものとします。ただし、支払済みの情報掲載料は、掲載期間に比例して返還するものとします。

（本サービスの中断）

第15条 運営者は、次の各号の何れかに該当する場合には、情報掲載者に事前に通知することなく、一時的に本サービスの提供の一部又は全部を中断する場合があります。

- (1) 本サービスのシステムの保守点検を定期的又は緊急に行う場合
- (2) 火災、停電などにより一時的に本サービスの提供ができなくなった場合
- (3) 天災地変などにより一時的に本サービスの提供ができなくなった場合
- (4) その他、運用上運営者が一時的な中断を必要と判断した場合

（免責）

第16条 前条を含め、運営者は、情報掲載者に対し、システムエラーに起因する本サービスの提供不能、不完全な提供又は掲載情報の不完全な掲載等の事態が発生した場合においても、当該事態に関連するクレーム又は損害について、一切の責任を負わないものとします。ただし、当該事態が運営者の故意又は重過失により発生した場合はこの限りではありません。

（掲載期間）

第17条 本規約の定めに従い解除されない限り、本サービスへの情報の掲載期間は、1年間とします。掲載期間の起算日は、第9条の定めに従って掲載情報が掲載された日とします。

（情報掲載料）

第18条 情報掲載者が、運営者が別途指定する詳細情報の掲載を希望する場合は、運営者所定の情報掲載料を支払うものとします。

- 2 本サービスへの情報掲載料は、月額定額払いもしくは一括払いとし、掲載期間の満了前には何らかの事由により掲載契約が終了したとしても、第14条2項の場合を除き、支払済みの情報掲載料については返還しないものとします。運営者が情報掲載料を変更した場合、新規申込及び更新時に適用されるものとし、すでに掲載されている掲載者は、その掲載期間内に限り、適用されないものとします。
- 3 前2項にかかわらず、運営者は、運営者所定の要件を満たす情報掲載者について、情報掲載料を無料とすることができるものとします。

（支払方法）

第19条 情報掲載料は、運営者所定の方法に基づいて支払うものとします。

- 2 運営者は、情報掲載料の支払が確認できなかった場合には情報掲載者に事前に通知することなく掲載情報を削除することができるものとします。

（損害賠償責任）

第20条 情報掲載者は、本規約に違反すること、不正もしくは違法な行為を行うこと又は情報を掲載することに関して、運営者に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとします。

- 2 情報掲載者は、本規約に違反することにより又は情報を掲載することに関して、第三者との間でトラブルが発生した場合には、情報掲載者自身で解決するものとし、運営者に損害を与えることのないものとします。
- 3 運営者は、本サービスの変更、中止、中断及び情報掲載者が本サービスに情報を掲載することにおいて、情報掲載者が損害を被った場合においてもいかなる責任も負わないものとし、一切の損害賠償義務を負わないものとします。

（掲載期間の満了）

第21条 掲載契約は、第17条に定める掲載期間の満了により終了するものとします。なお、運営者は、当該期間満了後、直ちに掲載情報を全て削除するものとします。ただし、運営者が掲載契約締結前から掲載していた基本情報についてはこの限りではありません。

- 2 情報掲載者が前項に定める期間満了後も掲載契約の継続を希望する場合には、当該期間満了前までに別途継続の手続きを行うものとします。なお、運営者は、当該期間満了前に継続の手続きについて、情報掲載者にその詳細を書面その他の手段により通知します。
- 3 前項にかかわらず、情報掲載料を支払う必要がない情報掲載者（第18条第3項に基づき情報掲載料が無料となる者を含みます。）に関する掲載契約については、情報掲載者からの申出がなければ、自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とします。

（掲載契約の解除等）

第22条 情報掲載者は、本サービス画面上又は書面により終了を申し出ることができるものとし、運営者が当該申出を受領した時点で掲載契約は終了するものとします。なお、運営者は、当該申出を受領後、速やかに掲載情報を全て削除して情報の掲載を終了させるものとします。ただし、運営者が掲載契約締結前から掲載していた基本情報についてはこの限りではありません。

- 2 運営者は、情報掲載者が本規約に違反した場合又は不正もしくは違法な行為を行った場合には、情報掲載者に催告することなく掲載契約を解除することができるものとし、掲載情報を全て削除して情報の掲載を終了させることができるものとし、また、運営者が掲載契約締結前から掲載していた基本情報についてはこの限りではありません。
- 3 運営者が第14条2項により本サービスを中止する場合には、掲載契約は終了するものとします。

（接続設備の提供、通信費の負担なし）

第23条 運営者は、情報掲載者に対して、本サービスを利用するために必要なコンピュータ、通信機器その他の機器を提供するものではありません。運営者は、情報掲載者が本サービス画面を利用して情報の掲載申込、掲載情報の閲覧、申込内容の変更、削除等を行う場合であっても、それに係る通信費などを負担するものではありません。

（反社会的勢力の排除）

第24条 運営者及び情報掲載者は、自ら（代表者を含みます）又は自らの子会社その他関連会社及び下請業者（下請業者が数次にわたる時はその全てを含みます。以下「下請業者等」という）が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という）の何れでもなく、また反社会的勢力が経営に形式的、実質的に関与している法人等でないことを表明しかつ将来にわたっても該当しないことを確認します。

- 2 運営者及び情報掲載者は、自ら又は下請業者等が反社会的勢力から不当要求その他不当な介入を受けた時はこれを拒否し又は下請業者等をしてこれを拒否させるとともに介入がなされた時は速やかに相手方に報告し相手方の捜査機関への通報に必要な協力を行うものとします。
- 3 運営者又は情報掲載者は、相手方が前2項に違反した時は直ちに相手方との契約を解除することができるものと相手方に損害が発生したとしても相手方に対し何らの賠償ないし補償をすることを要しません。運営者又は情報掲載者は、当該解除により自らに損害が生じた時は前2項に違反した相手方に対しその損害の賠償を請求できるものとします。

（合意管轄裁判所）

第25条 情報掲載者と運営者との間で、やむを得ず訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

（準拠法）

第26条 本規約の成立、効力、履行及び解釈に関しては日本法が適用されるものとします。

（協議事項）

第27条 本規約に定めのない事項及び本規約の各条項の解釈について疑義が生じた事項について情報掲載者及び運営者は、誠意をもって協議し解決するものとします。